

令和 8 年 度

第 3 回市町村職員採用試験実施案内

[香取市、東庄町]

1. 第 1 次試験合同実施の目的

この試験は、香取市、東庄町に勤務する職員の採用候補者名簿を作成することを目的として実施するものです。

2. 採用予定団体の募集内容

採用予定団体	試験職種	採用予定者数	職務内容
香 取 市	一般行政職初級（障害者）	2 名	事 務 的 業 務
東 庄 町	一般行政職初級（障害者）	1 名	事 務 的 業 務

3. 受験資格（居住地を問わない。）

◇ 一般行政職初級（障害者）

香取市	次の要件をいずれも満たすもの ①平成 3 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた者で、学歴を問わない ②身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
東庄町	次の要件をいずれも満たすもの ①昭和 61 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた者で、学歴を問わない ②身体障害者手帳、療育手帳、知的障害者判定機関による知的障害者であることの判定書又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

※令和 8 年 12 月 25 日に施行予定の学校設置者及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が職種により必要となる場合があります。特定性犯罪の前科を有することが判明した場合は、採用されないことがあります（詳細は、各参加団体にお問い合わせください。）。

◎ ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者（ただし、保育教諭を除く。）
- (2) 地方公務員法第 16 条に定める欠格条項*に該当する者
*主な欠格条項
・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
・受験する地方公共団体の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
・日本国憲法施行日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

4. 試験日時、会場

《第 1 次 試 験》

試 験 日 令和8年11月1日（日）
受 付 開 始 午前 9 時 00 分（午前9時30分までに試験室に入ってください。）
試 験 開 始 午前 10 時 00 分
試 験 会 場 香取市栗源市民センター「さつき館」 2階 201 研修室
(香取市岩部 700 番地) ※別紙案内図参照

持参するもの 写真付きの受験票、HBの鉛筆、消しゴム
※受験票に記載の受験心得をご確認ください。

※受験上の配慮を希望される方、点字又は拡大文字による受験を希望される方は、申込時もしくは、受付期間中に受験希望団体に申し出てください。ただし、内容によっては試験の実施上、配慮できない場合もあります。

なお、受付期間を過ぎてからの点字又は拡大文字による受験は、原則として認められませんので、ご注意ください。

《第 2 次 試 験》

令和8年11月中旬以降に各採用予定団体が行います。
日程等は、各採用予定団体から第1次試験合格者に通知します。

5. 試験結果（合否の発表）

第1次試験の発表：11月中旬～下旬に各採用予定団体から受験者に通知します。
第2次試験の発表：各採用予定団体から受験者に通知します。

6. 受付期間

令和8年7月27日(月) から8月10日(月) までとし、受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとします。（土曜、日曜は除く。）
なお、郵送の場合は、8月10日(月)必着とします。

7. 受験手続

（1）申込書の請求方法

申込書は、6月30日（火）から募集团体で配布します。

実施案内・申込書・記入例は、受験希望団体のホームページからもダウンロードできます。

郵送を希望される方は、請求する封筒の表に「職員採用試験申込書 郵送希望」と朱書きし、返信用封筒（角形2号の封筒に140円分の郵便切手を貼り、返信先を明記したもの）を同封のうえ、受験希望団体へ送付してください。

（2）申込書の提出手続

申込書の受付は、『11. 各参加団体』全てが窓口です。

申込書に必要事項をすべて記入し、写真を2枚貼り、持参又は郵送してください。郵送の場合は、記載漏れがないように注意し、封筒の表に「職員採用試験申込」と朱書きし、受験票返信用封筒（長形3号の封筒に110円分の郵便切手を貼り、返信先を明記したもの）を同封してください。

なお、申込みは1人1団体の1職種のみに限ります。

8. 採用

採用は、おおむね令和9年4月1日からとなりますが、欠員の状況によっては、直ちに採用となる場合もあります。

9. 給与

給与は、採用市町村等の給与条例によります。

10. 試験内容【第1次試験】

区 分	科 目	出題数	時 間	問 題 の 程 度
一般行政職初級（障害者）	択一式教養	40 題	90 分	高校卒業程度

11. 各参加団体【問い合わせ先】

参 加 団 体	担当課	ホームページ	所在地・電話番号
香 取 市 役 所	総 務 課	https://www.city.katori.lg.jp/ 	〒287-8501 香取市佐原口 2127 0478-50-1240(直)
東 庄 町 役 場	総 務 課	https://www.town.tohnosho.chiba.jp/ 	〒289-0692 東庄町笹川い 4713-131 0478-86-6082(直)

◎当日の緊急連絡先についても上記「各参加団体」へお願いします。

※災害等による緊急のお知らせは、参加団体のホームページでお知らせします。